

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立高等看護学院学則
- ◇告示 漁業権の取消
- 私立各種学校の設置認可
- 卸売販売業者の業者登録
- 昭和二十八年年度鳥取県建築代理士試験の合格者
- 町村の廃置分合
- 牧野管理規程の認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規 則

鳥取県立高等看護学院学則をここに公布する。

昭和二十九年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十二号

鳥取県立高等看護学院学則

第一章 総 則

第一条 鳥取県立高等看護学院（以下「学院」という。）は、学生に対し看護婦として必要な知識並びに技術を履修させることを目的とする。

第二条 学院の位置は、鳥取市吉方二六五番地である。

第三条 学院の修業年限は、三年とする。

第四条 学院の学生定員は、各学年二十人とする。

第二章 職 員

第五条 学院の職員は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------|
| 学院長 | 一人 |
| 事務員 | 若干人 |
| 看護婦である専任教員 | 三人以上 |
| 講師 | 若干人 |
| 舎 監 | 一人 |

2 学院長は、学院の教育方針を決定し、各職員のコ目又は業務分担を定める。

3 事務員は、学院長の命をうけ庶務を司る。

4 看護婦である専任教員は、学院長の命をうけ学生教

育の任にあたる。

5 講師は、学院長の命をうけ学生の教育にあたる。

6 舎監は、寄宿舎の管理並びに寄宿舎内における学生の監督にあたる。

7 事務員中一人は専任者とし、専任教員中一人は教務主任とする。

8 専任教員は舎監をかねることが出来る。

9 学院長は、必要に応じ職員会議を招集する。

第六条 講師は、学院長が委嘱する。

第三章 学年、学期及び休業日

第七条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第八条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

第九条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日

二 日曜日又はこれの代休日

三 学院長が指定した日

四 季節休暇（一年を通じて四週間）

2 前項の休業日であつても学習のつ合上実習を課することが出来る。

第四章 学科課程及び授業時間数

第十条 学科課程及び授業時間数は、別表の基準による。

第五章 入学、休学及び退学

第十一条 入学の時期は毎年四月とする。

第十二条 入学を志願しようとする者は、心身ともに健康で修業中は、学習に専念し将来看護婦となるに適し且つ次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に該当する者

二 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦

三 旧看護婦規則により都道府県知事免許を受けた者並びにこれにより厚生大臣の免許を受けた者

四 旧高等女学校令による高等女学校の卒業者
五 旧専門学校入学者検定期則による検定に合格した者

第十三条 入学を志願する者は、入学願書（様式第一号）に履歴書（様式第二号）、戸籍謄本、最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書を添えて学院長に提出するものとする。

第十四条 入学の許否は、次の各号による試験検査の結果を総合して決定する。

一 身体検査

二 学科試験

三 人物考査

第十五条 入学を許可された者は、保証人連署の身元保証書（様式第三号）を学院長に提出しなければならない。

第十六条 学生は、保証人の身上に変更があつたときは、直ちに変更の届出をしなければならない。

第十七条 学院長は、疾病により修業できない学生に一

年以内の期間を限つて休業を許可することができる。

第十八条 退学しようとする者は、その事由を詳記し保証人連署の上学院長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第十九条 願により退学した者が再入学を願ひ出たときは、選考の上退学直前本人が属していた学年以下に入学を許可することができる。

第二十条 学院長は、次の各号の一に該当する学生に退学を命ずることが出来る。

一 傷い、疾病のため修業又は卒業の見込のない者

二 成績劣等で成業の見込がないと認めたる者

第六章 成績の査定及び卒業

第二十一条 学生の成績は、各学期末に筆記及び実地の試験を行い、平素の成績を加味して決定する。

第二十二条 試験の成績は点数をもつてこれを表わし、各科目とも百点を満点とし、学科は六十点以上実習は七十五点以上をそれぞれ合格とする。但し、成績不良者に対しては、願出によつて翌年の四月に三科目まで再

| | | | | | | | |
|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実 習 計 | 務 勤 來 外 | | | | | | |
| | 保 齒 | 皮 膚 | 眼 鼻 | 耳 咽 | 產 婦 | 小 兒 | 外 科 |
| | 計 健 | 尿 器 | 喉 科 | 人 科 | 科 | 科 | 科 |
| | 所 科 | 科 | 科 | 科 | 科 | 科 | 科 |
| 一〇二 | 二〇 | 一 | 二 | 二 | 三 | 三 | 二 |

各人ごとに全学年中に修了させるものとする

備 考
一 本表の学科中「外科学及び看護法」には「整形外科及び手術室勤務」を「傳染病学及び看護法」には「結核及び寄生虫病」を「皮膚泌尿器科学」には「性病」を含む。
二 学習時間は授業、実習を含めて一日八時間一週間四十八時間以内とする。

(様式第一号)

看護学院入学願

私儀

貴学院に入学したいので別紙のとおり関係書類を添えお願いたします。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

筆頭者との続柄 本人氏名 印

年 月 日生

筆頭者氏名 印

年 月 日生

鳥取県立高等看護学院長殿

添付書類 履歴書、戸籍謄本、卒業証明書(卒業見込)

証明書)

(様式第二号)

履 歴 書

本 籍

筆頭者との続柄

(ふりがなをつけること)

氏 名

年 月 日生

学 歴

一 昭和〇年〇月 鳥取県〇郡〇小学校卒業

一 昭和〇年〇月 鳥取県〇郡〇中学校卒業

一 昭和〇年〇月 鳥取県立〇高等学校〇科入学

一 昭和〇年〇月 同校卒業(見込)

職 歴

一 昭和〇年〇月 鳥取市〇〇株式会社事務員として入社

一 昭和〇年〇月 家事の都合により同社退職

一 昭和〇年〇月 賞 罰

一 昭和〇年〇月 鳥取県立〇高等学校卒業の際成績優秀の故をもつて賞状を受く

右のとおり相違ありません

昭和 年 月 日

氏 名 印

(様式第三号) 学生身元保証書

二回収入
印紙をは
消印
ること

本籍地
現住所

本人氏名 年 月 日生

右の者今般貴院学生として入学を許可されましたにつき
ましては、私共において身元保証人を引き受け本人の在
学中における一切の事件につきその責に任ずるとともに
みだりに退学はいたさせません。万一退学のやむなきに
至つた場合は、入学から退学までに要した学資金は身元

保証人において弁償し貴院には迷惑をかけません。
ここに後日のため身元保証書を提出します。

昭和 年 月 日

本籍地
現住所
職業

本人との続柄(関係) 身元保証人 印

本籍地
現住所

本人との続柄(関係) 身元保証人 印

鳥取県立高等看護学院長殿

◎本証書作成上の注意事項

- 一 保証人は二人とし、内一人は市内に居住するものであること。
- 二 保証人は次の各号に該当しないものであること。

告 示

- 1 未成年者
 - 2 禁治産者
 - 3 準禁治産者
 - 4 破産の宣告を受けたもの
 - 5 公権を停止又ははく奪されたものでまだ復権しないもの
 - 6 公の経済援助を受けているもの
 - 7 二親等以内の血族にして同居又は同戸籍にあるもの
 - 8 配偶者
- 三 印鑑は実印を使用すること。

鳥取県告示第百三十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十八条第一項の規定に基き次の漁業権を取消した。

昭和二十九年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 漁業権番号 漁業権種類 所 有 者 住所
- 海共第九号 共同漁業権 酒津漁業協同組合 気高郡酒津村
- 海共自第三十九号
- 至第四六号

鳥取県告示第百三十二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条及び第八十三条の規定により、私立幼稚園並びに私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十九年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

| 名 称 | 所 在 地 | 設 置 者 | 認 可 年 月 日 |
|------------|------------|--------------|---------------|
| 小さき花園幼稚園 | 鳥取市東町一六五番地 | ゴットフリート・ボルシュ | 昭和二十八年十二月二十五日 |
| ウイルミナ洋裁研究所 | 吉方町二五四番地 | 江嶋 英子 | 昭和二十九年二月二十日 |
| 鳥取タイピスト学院 | 本町一丁目三七番地 | 金居 久子 | 昭和二十九年三月二十日 |

鳥取県告示第百三十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十一条の規定に基き、次の者に対し、昭和二十九年における卸売販売業者の業者登録をした。

昭和二十九年三月二十六日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 津地 字 峠谷 東平 | 門谷 字 峠谷 東平 | ウツ 谷ノ 三 | 竹谷 ノ 四 | ク グ ル キ | 赤畑 ノ 上 | 瀧井 ノ 原 | 坂井 ノ 原 | 家柄 ノ 原 | 門谷 ノ 原 | 大平 ノ 原 | 下モ ノ 谷 | 桐ノ 木 谷 | カシ ノ 木 谷 | 大石 ノ 谷 | 天 王 ノ 谷 | 赤神 | 野呂 ノ 谷 | 屋敷 ノ 谷 | 平林 ノ 谷 |
| 〇〇 三三 四四 ノノ 二一 | 九六 二四 ノノ 三一 | 一一 九〇 〇〇 二二 三三 | 九六 二四 ノノ 三一 |
| 津地 字 峠谷 東平 | 門谷 字 峠谷 東平 | ウツ 谷ノ 三 | 竹谷 ノ 四 | ク グ ル キ | 赤畑 ノ 上 | 瀧井 ノ 原 | 坂井 ノ 原 | 家柄 ノ 原 | 門谷 ノ 原 | 大平 ノ 原 | 下モ ノ 谷 | 桐ノ 木 谷 | カシ ノ 木 谷 | 大石 ノ 谷 | 天 王 ノ 谷 | 赤神 | 野呂 ノ 谷 | 屋敷 ノ 谷 | 平林 ノ 谷 |
| 津地 字 峠谷 東平 | 門谷 字 峠谷 東平 | ウツ 谷ノ 三 | 竹谷 ノ 四 | ク グ ル キ | 赤畑 ノ 上 | 瀧井 ノ 原 | 坂井 ノ 原 | 家柄 ノ 原 | 門谷 ノ 原 | 大平 ノ 原 | 下モ ノ 谷 | 桐ノ 木 谷 | カシ ノ 木 谷 | 大石 ノ 谷 | 天 王 ノ 谷 | 赤神 | 野呂 ノ 谷 | 屋敷 ノ 谷 | 平林 ノ 谷 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|----------------|----------------------------|-----------|----------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 日野郡 黒坂町 字 樋ノ 口 山 | 大宮村 大字 菅沢 字 秋原 林 | 山上村 大字 福方 來字 野呂 山西 | 野呂山 南一 六 | 多里村 大字 新屋 字 野結 | 湯河字 出立 | 上秋山 字 滑 | 新田山 | 福栄村 大字 神福 | 福塚 | 神福 |
| 二〇 九三 ノ二 四五 | 二〇 九三 ノ二 四五 | 二〇 九三 ノ二 四五 | 一八 四八 ノ五 | 一〇 三三 | 一七 三五 | 四八 六ノ 五一 | 二二 〇〇 六九 の八 八 | 二二 〇〇 六九 の八 八 | 二二 〇〇 六九 の八 八 | 二二 〇〇 六九 の八 八 |
| 日野郡 黒坂町 長 | 原野 | 山林 | 牧場 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 |
| 日野郡 黒坂町 長 | 原野 | 山林 | 牧場 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 |
| 日野郡 黒坂町 長 | 原野 | 山林 | 牧場 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 |
| 日野郡 黒坂町 長 | 原野 | 山林 | 牧場 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 | 山林 |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取

| | | |
|--|---|---|
| <p>豊栄 神福</p> | <p>〇二 一三五七の第一 一三五七の第二 一三五七の第三 一三五七の第四 一三五七の第五 一三五七の第六 一三五七の第七 一三五七の第八 一三五七の第九 一三五七の第十 一三五七の第十一 一三五七の第十二 一三五七の第十三 一三五七の第十四 一三五七の第十五 一三五七の第十六 一三五七の第十七 一三五七の第十八 一三五七の第十九 一三五七の第二十 一三五七の第二十一 一三五七の第二十二 一三五七の第二十三 一三五七の第二十四 一三五七の第二十五 一三五七の第二十六 一三五七の第二十七 一三五七の第二十八 一三五七の第二十九 一三五七の第三十 一三五七の第三十一 一三五七の第三十二 一三五七の第三十三 一三五七の第三十四 一三五七の第三十五 一三五七の第三十六 一三五七の第三十七 一三五七の第三十八 一三五七の第三十九 一三五七の第四十 一三五七の第四十一 一三五七の第四十二 一三五七の第四十三 一三五七の第四十四 一三五七の第四十五 一三五七の第四十六 一三五七の第四十七 一三五七の第四十八 一三五七の第四十九 一三五七の第五十 一三五七の第五十一 一三五七の第五十二 一三五七の第五十三 一三五七の第五十四 一三五七の第五十五 一三五七の第五十六 一三五七の第五十七 一三五七の第五十八 一三五七の第五十九 一三五七の第六十 一三五七の第六十一 一三五七の第六十二 一三五七の第六十三 一三五七の第六十四 一三五七の第六十五 一三五七の第六十六 一三五七の第六十七 一三五七の第六十八 一三五七の第六十九 一三五七の第七十 一三五七の第七十一 一三五七の第七十二 一三五七の第七十三 一三五七の第七十四 一三五七の第七十五 一三五七の第七十六 一三五七の第七十七 一三五七の第七十八 一三五七の第七十九 一三五七の第八十 一三五七の第八十一 一三五七の第八十二 一三五七の第八十三 一三五七の第八十四 一三五七の第八十五 一三五七の第八十六 一三五七の第八十七 一三五七の第八十八 一三五七の第八十九 一三五七の第九十 一三五七の第九十一 一三五七の第九十二 一三五七の第九十三 一三五七の第九十四 一三五七の第九十五 一三五七の第九十六 一三五七の第九十七 一三五七の第九十八 一三五七の第九十九 一三五七の第一百</p> | <p>山林 原野</p> |
| <p>東伯郡栄村大字東高尾字漆谷 日野郡石見村大字神戸上字桑平 山 花口字東山牧場 東伯郡赤碕町大字尾張字一ノ谷 権現谷</p> | <p>六九七 三〇八四ノ一 一九九五ノ一四九 三六六ノ一 三六七ノ三</p> | <p>栄村農業協同組合長 認可年月日 昭和二十九年三月二十二日 桑平山牧野農業協同組合長 認可年月日 昭和二十九年三月二十二日 花口東山牧野農業協同組合長 認可年月日 昭和二十九年三月二十二日 東伯郡赤碕町長 認可年月日 昭和二十九年三月二十二日</p> |
| <p>教育委員会告示</p> | | |
| <p>鳥取県教育委員会告示第二十二号 臨時教育委員会を次のとおり招集する。 昭和二十九年三月二十六日 鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎</p> | | |
| <p>一日時 三月二十九日、三十日、三十一日 午前十一時 場所 県教育委員会々議室 議題 人事異動について</p> | | |